

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年6月14日（金） 13時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 1階 多目的ホール

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 ー 出席☐ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 現況証明について

議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 田 熊 享 子

議長 この度、長年に渡って農業委員として田布施町の農業の発展にご尽力頂きました〇〇様のご逝去されました。〇〇様は昭和 51 年から平成 20 年まで 33 年間農業委員を務められ、最後は会長として田布施町の農業の発展に多大な貢献をされました。ここにご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

それではただ今から、令和 6 年第 6 回農業委員会総会を開催します。まず、日程第 1 『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と田熊委員を指名します。

つづきまして、日程第 2

『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について』

『議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について』

『議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について』

『議案第 4 号 現況証明について』

『議案第 5 号 田布施町農地利用最適化推進委員の委嘱について』
を議題といたします。

それでは「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 3 をご覧ください。申請地は、役場より北西 3.4km に位置する第二種農地です。位置は 3 条ー 1 で示しています。利用計画については、水稻及び季節野菜の栽培です。営農に必要な道具については、軽トラック一台、耕運機 1 台、草刈り機 2 台を保有しており、足りないものに関しては必要に応じ、購入予定とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 この度、〇〇さんという方が農業にチャレンジされるということで非常にいいことではないかと思いますので、問題は無いと思います。

田熊委員 問題はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

小坂委員 よろしいですか。新規就農ということで、畝数が結構あると思うんですが、農業を新しくやられることについては大賛成なんですけど、いきなり作れるんでしょうか。

事務局 家族5人で耕作されるとの事なので現実的かと思います。

小坂委員 譲渡人は一切ノータッチですよ。譲受人だけで5人でやると。その中で経験者は。

事務局 譲受人の祖父と祖母が農業経験者であると聞いております。

小坂委員 そういうことですね。

事務局 今回の購入地の少し上あたりに原野の土地があるそうなんですけど、その原野を現況畑の状態で譲受人の祖父が管理と耕作を家庭菜園程度の規模でやられているという事なので、今回の申請については規模を広げつつ、お孫さんと合わせて五人で耕作を行うということです。

小坂委員 先生がおっての新規就農ということですね。わかりました。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より西0.6km

に位置する第三種農地です。位置は5条－1で示しています。転用目的については、所有権移転で農業用倉庫兼車庫の建築です。現在4世代で同居しているため、不足している車三台分の保管場所及び、農機具や収穫した農作物の保管場所として利用するものです。県道の利用についても、柳井土木建築事務所に確認し、県道の残地であるため車庫への進入についても問題無いとの事です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては息子さんが自宅のすぐ横に農業用倉庫を作られるということですので別に問題はありません。

南委員 私も問題が無いと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東1.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条－2で示しています。

事業に係る進入路が私道のため、地権者に事業の説明をするよう求めたところ、地権者との調整に時間がかかり総会までに間に合わないため、申請者より議案を保留したい旨の報告がありました。

つきましては本議案は保留とし、来月に再度総会にかける予定です。以上です。

議長 それではただいま事務局の方から説明がありました通り、今回は採決を行わず保留とさせていただきます。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西1.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地は先月〇〇地区で申請がありました太陽光発電設備の近くで、別に問題はありません。

南委員 私も問題無いと思っておりますが、ここにも書いておりますように、ここ山の中で木がようけあって日陰が多いんですよ。わざわざここに作るのはいかななものかと思うんですが条件が悪くてもある程度発電が見込めるところなことなんでしょう。そういうことで若干は有効利用面積から除かれたところもありますが、初めから利用計画も出ますので問題無いと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11と12を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南2kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー4で示しています。転用目的については、所有権移転で進入路です。当該農地には、以前から所有者が簡易道を敷設しており、現在は譲受人の事業地への進入路として使用されている状態です。本案件は追認で申請する内容となるため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。本議案は3月総会で保留になったものであり、3月総会でご指摘のあった譲受人の事業用地の違反転用について、6ヶ月以内に追認で申請を行う旨の始末書及び確約書の提出がされており、現在違反転用状態の解消に向けて地権者及び関係者と協議中とのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

重森委員 赤線等が通行止めになっている件ですが、柵に鍵をかけないということでなんとかしてほしいということなのですが、別に問題は無いです。30年も前からこの状態ですから、別に問題はありません。

議長 申請地の奥の残土処分場の所で一部土砂崩れがしないように埋立をしようかという話もあったんですが、現状下手にいらっても水道が変わって災害が起きたらいけないということを話し合いました。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号4番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13, 14に記載しておりますが詳しくは14ページをご覧ください。今回は新規11筆、29,130 m²、更新3筆、9,815 m²となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 私からなんですが、ここは圃場整備は完了したんですかね。仮地番が着いちよるけど。

事務局 表に農地中間管理機構と書かれている部分については圃場整備が完了して今年度から作ることができるようになった土地です。

議長 わかりました。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 現況証明について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12をご覧ください。申請地は、役場より南1.4kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認したところ、竹や雑木が繁茂している状況でした。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないので、議案第4号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第5号 田布施町農地利用最適化推進委員の委嘱について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16をご覧ください。先般の推進委員の辞任により、4月26日から5月27日の1ヶ月ほど町ホームページ及び経済課窓口で募集を行ったところ、応募がありました。農地利用最適化推進委員の候補者について、現在水稻を40a、畑を12a程営農し、令和5年度より麻郷奥地区の換地委員をされているため、推進委員委嘱の要件である農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人に該当しております。本議案は推進委員の委嘱について同意を求めるものとなり、議決すれば令和6年7月1日からの委嘱となります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないので、質疑を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和6年第6回田布施町農業委員会総会を閉会します。